

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	蒲郡市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/gyosei/renkei-dokaji.html">http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/gyosei/renkei-dokaji.html</a>

執行機関名 蒲郡市長

不妊治療費用の補助に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		蒲郡市個人番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第1条	蒲郡市不妊治療費の助成に関する規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他の難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減とともに、少子化対策の充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		蒲郡市不妊治療費の助成に関する規則